

審 査 基 準 整 理 票

処分名	一般廃棄物処理業の変更の許可		
根拠法令名	(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(条項) (1)第 7 条の 2	
基準法令名	(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	(条項) (1)第 7 条の 2 に おいて第 5 項、 第 10 項及び第 11 項 (2)第 2 条の 2	
所管部署	環境部 廃棄物減量推進課 指導係, 生活排水係		
標準処理期間	2 1 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【】 ・掲載図書等【】 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 (一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可に係る審査基準) 次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 各号に定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。 (一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可に係る審査基準) 次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 各号に定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。			

【根拠法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(変更の許可等)

第七条の二 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第五項及び第十一項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

【基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第七条第5項 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

- ハ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)
- ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止つ

いて相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

第七条第 10 項 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

第七条第 11 項 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第二条の二 法第七条第五項第三号(法第七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的

基礎を有すること。